

三木町農業委員会

令和4年10月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和4年10月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和4年10月21日

(会議時間) 15:10～15:53

(開催場所) 三木町防災センター 3階 大ホール

出席委員数 16名

1番	松田	隆雄
3番	古市	哲
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
12番	白井	敏雄
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
15番	横山	良秀
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 3名

2番	香西	茂知
4番	藤澤	勇一
10番	鎌倉	博之

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地証明願について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

15時10分開会

- 事務局 それでは、只今から10月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、鎌倉博之委員、藤澤委員、香西委員から欠席の連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案等9件と、農地利用集積計画及び配分計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、定例会議事録署名委員につきましては、古市委員と鎌倉茂雄委員をお願いいたします。それでは、高尾会長よりお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思えます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【番号1から番号2について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 はい。それでは、地区担当の委員の方、補足の説明がありましたら、お願いします。
- 事務局 はい。1番ですが、鎌倉博之委員が欠席のため、事務局より説明させていただきます。譲受人と譲渡人は古くからの友人で、この度、宅地の部分も含めて贈与により所有権移転を行うものです。なお、取得した農地については、露地野菜を耕作するとのことです。以上です。
- 溝渕常雄委員 はい。2番ですけれども、譲受人はもともと申請地の隣の農地を耕作しており、この度経営規模を拡大したい譲受人側の要望と高齢により農地を引き渡したい譲渡人の要望が合致したことにより話がまとまった、ということでございます。以上です。
- 会長 はい。それでは、何かご質問はありませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。それでは議案第2号について提案をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第2号、農地法第5条による許可申請について説明します。議案書の2ページをご覧ください。お配りしている個別の地図も、併せてご覧ください。
【番号1及び番号5について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上で、議案第2号、農地法第5条による許可申請についての説明を終わります。
- 会長 それでは、現地調査について、担当地区の委員さん、説明をお願いします。
- 古市委員 それでは、現地調査の報告を行います。10月分の農地法関連の申請について、去る、令和4年10月14日(金)の午前9:00から5条申請5件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、香西委員、私(古市委員)、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業

委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号5です。こちらにつきましては、申請地の一部で既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響は、ありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。それでは地区担当の委員の方、補足説明がありましたらお願いします。

事務局 1番ですが、申請地の大半は、現在日笠工業株が香川県農地機構を通じて借りており、麦を耕作しておりますが、水はけが悪く苦慮しておりました。この度、建設残土による農地造成を行い、田んぼを1枚にすることで、水はけの問題も解消でき、農地も使いやすくなるとのことで一時転用を行うようです。

会長 続いて2番、お願いします。

溝渕廣明委員 こちらは、譲受人が申請地に隣接している現在の住居を1万冊所有している本を収納する書庫として利用し、人が集まってくるサロンにしたいようです。それに伴い、申請地を取得し、自己住宅を建てるようです。排水関係についても特に問題はありませんでした。

会長 続いて3番と4番、お願いします。

鈴木委員 まず3番ですが、こちらは、三木町の下水道工事に伴い、氷上保育所の駐車場が一部利用できなくなるので、その代替施設として町が仮設の駐車場を造成する申請のため、特に問題はありません。
次に4番ですが、譲受人は、不動産業を営んでおり、宅地の造成工事を主に請け負っているようで、近年東讃地域での仕事が増えていたため、交通アクセスのよい今回の計画地で資材置場が必要になったとのことです。

会長 続いて5番、お願いします。

鎌倉茂雄委員 5番ですが、申請地に隣接している親を介護するため、分家住宅を建てる計画のようです。一部無断転用がありますが、今回の計画地と併せて是正しているので、特に問題はありません。

会長 はい。それでは説明が終わりました。全体を通じて、何か質問はありませんか。

古市委員 5条の5番ですが、建築確認をとるためにうどん屋の駐車場を一部併用地とするとのことですが、こちらは敷地の利用承諾かなにか契約は結んでいるのでしょうか。

事務局 土地所有者及び土地の利用者である賃借人と今回の転用申請者による3名で使用貸借契約を結んでおります。

会長 何か他にご質問はありますか。なければ採決に入ります。議案第2号の5条申請5件について承認の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第3号、非農地証明願について、提案をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第3号、非農地証明願について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

【番号1及び番号2について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上で、議案第3号、非農地証明願についての説明を終わります。

会長 はい。それでは、何かご質問はありませんか。

吉原委員 これは、なんのために非農地証明を行うのですか。

事務局 理由は確認できていませんのですぐ確認してきます。

会長 それではその理由を確認してから採決をとることにします。続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。番号8からご説明いたします。

【番号8から番号18について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 それでは、利用権について何か質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について承認の方は挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 全会一致で承認とします。続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、事務局より提案をお願いします。

事務局 失礼します。議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について説明します。議案書の10ページをご覧ください。

【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 これは農地機構が借りていた土地の最終配分者の変更になるということですね。

事務局 はい、そうです。

会長 この件について質問ございますか。よろしいですか。それでは採決にうつります。議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について最終配分者の変更ということですが、承認するという方は挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認とします。続きまして、報告事項の第1号は18条の第6項ということで、これは賃貸借の途中解約という内容ですね。それから報告第2号は使用貸借の解約ということですが、続けて報告をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

【番号1から番号4について朗読（別紙、議案書のとおり）】

続きまして報告第2号使用貸借返還通知についてです。

【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。

会長 1号の4番はこないだ、ご本人はいませんが、香西委員がおっしゃっていた件ですね。解約するのに書類がいろいろ必要になり費用がかかると。

会長 報告事項ですが、質問はございますか。

吉原委員 すいません、2番の案件ですけど、これは1号議案の1番と全く同じではないですか。報告1号の2番は所有権の移転で、議案1号の1番は所有権移転の贈与になっていますけど。

事務局 こちらは、林さんがこれまで新居さんに農地を作ってもらっていたんですが、今回解約して溝渕さんにその農地を贈与するということです。

吉原委員 了解です。わかりました。

会長 これは解約理由が、借り手の変更だけのものについてはその後のフォローはしていますか。所有権移転というのは分かるんですが、借り手の変更、そのあと誰が借りるのかフォローしていますか。

溝渕副会長 3番は借受人が体調を崩した関係で、今後はプーキーが借りる予定になっています。

会長 届出の際にもし聞ける状況であれば聞いておくようお願いします。

事務局 わかりました。

会長 それでは報告事項は以上になります。

事務局 さきほどの議案第3号非農地証明願についてですが、調査士に確認がとれましたので報告します。別添の地図をご覧くださいまして、今回の1番と2番なんですが、1番でいうと申請地の西側、2番でいうと申請地の南側に同一の農地があるんですが、1番の申請地にもともと隣接している農地は、もともとが申請人所有の農地で、以前に3条で農地の売買をするときに農地部分と今回の申請地部分を分筆して農地部分は所有権移転していたんですが、残っていた道部分を所有権移転するため、今回非農地証明の申請が出たものでございます。
2番については、申請人の農地を今回分筆登記して申請におよんだものですが、申請人は現在海外を中心に生活されているようで、後々は農地を売却する予定があるようです。その前に農地部分と道部分を現況に合わせてきれいにしておきたいという旨の申請のようです。

会長 みなさん質問はありますか。なければ採決にうつります。議案第3号、非農地証明願について承認の方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。それでは議案については以上となります。つづきまして、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和4年9月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県が2件、990.52㎡、三木町が0㎡でした。農地法第5条につきましては、香川県が11件、58,732.69㎡、三木町が0件でございました。それでは続きまして、農業経営改善計画認定申請について説明をお願いします。

農林課 農林課の渡辺です。座って説明させていただきます。失礼します。農業経営改善計画認定申請に当たりお時間をいただき、ありがとうございます。今回の認定申請につきましては、認定申請者ご自身の意思により、5年後の目標である提出された経営改善計画を基に、農業経営改善計画を作成したものでございます。

お手元の「農業経営改善計画認定申請」を御覧ください。
今回は1経営体の新規の認定申請を行う事となっております。それでは順を追って説明させていただきます

【別紙、農業経営改善計画認定申請書について説明】

以上で新規の認定申請について説明を終わります。ご意見等ございましたらお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

会長 1番の営農類型について複合経営にチェックが入っているが、個別のチェックは必要なのか。例えば稲作と雑穀とか。

農林課 類型が2類以上ある場合については全て複合経営としてチェックすることとしています。

会長 類型が1類もわからないと判断できない。機械類から乾燥機と田植機があるので稲作はするのかなと推測はできるが。

農林課 失礼します。農林課の森岡です。1枚目の認定申請書の下欄②の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標のところで作目別の作付面積及び生産量を書くようになっているので、そこの記載で確認できるよう申請書の様式上となっております。

会長 水稲と麦でも複合になるのか。

農林課 現状の(1)の営農類型で稲作や麦類作、いも類など個別のチェック項目があって、このチェックに複数あてはまる場合は、複合経営となります。

会長 わかりました。他に質問ありますか。

古市委員 何点か教えていただきたいんですけど、(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標の中で年間所得が、水稲と麦ということで300万円、面積を令和9年に向けて増やすということで、作付面積が相当増えているんですが、所得はそれほど増えていないと、この積算が正しいのかというのが1点、それと年間労働時間ですけど、今4960時間が、目標で3200時間、面積がこれだけ増えて、なおかつ父母が完全にリタイアする予定で、2人だけで、これだけの面積をこの時間で経営できるのか教えてください。

農林課 まず現状の所得と目標にしている所得、それから農地の面積の拡大における経営の整合性ということでございますが、こちら目標のところに各種の大型の機械の導入を検討されています。今まで比較的小型の機械等を用いて、家族で作業を分担していたところを夫婦の預貯金であるとか金融公庫の融資等を活用しながら、新しい機材の導入を行って人に係る負担を減らしながら、経営の拡大を行っていきたいという申し出と伺っております。従事時間については4960時間から3200時間へ減となっております。こちらについても同様に大型機械の導入に頼った形での計画の受付とさせていただいております。なお、この経営規模での年間労働時間の妥当性については、県が調査しております経営モデルを参考にしつつ、設定されており、ある程度圃場が整備されており、規模が大きい経営体の場合は、2000時間少々の経営時間で収まるという計算結果が出ております。ただ、それに比べると集約はされていますが、農地の状況が少し悪いので余裕をもって3200時間としています。

古市委員 それでしたら3ページ目のところに各種の農業機械が記載されているんですが、全て今回購入するものと理解したらよろしいのか。

農林課 今後5年間のうちにここに記載されてある機械、設備を整備していくということであります。

古市委員 わかりました。

会長 ほかにも、何かご意見等はありませんか。

委員一同 (意見なし)

会長 それでは、採決を取ります。新規の農業経営改善計画の認定についてでございますが、承認する委員の方挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。そういうことでありますので今後ともご指導お願いいたします。それでは、以上で今月の定例会は終了といたします。事務局へお返しします。

事務局 それでは、以上を持ちまして農業委員会 10 月定例会を閉会いたしたいと思っております。皆様お疲れ様でした。

15 : 53 閉会